

平成15年7月24日

司法改革推進本部顧問会議御中

海外出張のため、意見を提出させていただきます。

顧問 佐々木 毅

1、司法改革に必要な財政的な措置についてはさまざまな側面があり、一気に全体を見通した上で決定するのは困難な状況にあるが、しかし、全てを先送りすることは司法改革全体に対する政府の積極的な姿勢を疑わせる点で好ましくないと考えられる。顧問会議としては、司法ネットの設置であれ、あるいは、法科大学院に学ぼうとする人々に対する支援であれ、順次そうした措置について決定を促していく必要がある。

2、新しい法科大学院の希望者数が大凡判明し、法科大学院の設置申請をめぐってさまざまな報道がなされている。言うまでもなく、法科大学院の設置は新しい司法試験制度や法曹養成制度と表裏一体のものであり、新しい制度に対する魅力を増すような形でその設計や運営が構想されなければならない。司法改革推進本部としては新しい法曹養成制度全体に対する社会の信頼性確立のため、法科大学院のあり方を含め、新しい法曹養成制度のあり方について継続的に関心を払って行く必要があると考える。